「不足額給付２」 支給要件確認フローチャート

スタート

令和7年1月1日時点で、矢吹町に住民票がある

いいえ → 矢吹町では給付の対象になりません。令和7年1月1日に住民登録のある自治体にお問い合わせください。

はい（住民票がある）↓

令和6年中の合計所得が1,805万円以下である

以上である → 定額減税および不足額給付（１・２）の対象とはなりません。

はい（以下である）↓

令和5年中、令和6年中ともに所得合計が48万円を超える

いいえ → ご自身が（青色）事業専従者である

はい → いいえ → 不足額給付２の対象とはなりません（扶養親族としての減額・給付の対象・低所得者給付の対象かと思われます。）

はい（以上である）↓

令和6年度の住民税の所得割額が０ 円である。（所得割額が発生していない）

0円ではない → 定額減税の適用を受けているため、不足額給付２の対象とはなりません。（不足額給付Ｉの支給対象条件を確認してください。）

はい（0円）↓

令和6年分の所得税（源泉徴収税）の額が０円である（所得税額が発生していない）

0円ではない → 定額減税の適用を受けているため、不足額給付２の対象とはなりません。（不足額給付Ｉの支給対象条件を確認してください。）

はい（0円）↓

令和6年度個人住民税および令和6年分所得税において定額減税を受けていない

受けている → その場合、本人として定額減税の適用を受けているため、不足額給付２の対象とはなりません。（不足額給付１の支給対象条件を確認してください。）

はい（受けていない）↓

当初調整給付を受給していない

受給してる → 当初調整給付を受けている場合、不足額給付２の対象とはなりません。（不足額給付１の支給対象条件を確認してください。）

はい（受給していない）↓

令和5年度の非課税世帯給付金、令和5年度均等割のみ課税世帯給付金、令和6年度非課税世帯等給付金の対象世帯の世帯主・世帯員ではない。

該当する → 低所得世帯支援給付金の受給対象であった場合、不足額給付２の支給対象となりません。

はい（該当しない）↓

不足額給付２の対象となる可能性があります。
申請書に記入のうえ、必要書類とともにご提出をお願い致します。審査の上、支給要件を満たすことが確認できた場合には、給付金が支給されます。